

糸満南土地区画整理事業地区内の保留地の売却の詳細事項

1 入札に付する事項

- (1) 件名 糸満南土地区画整理事業地区内の保留地の売却
- (2) 入札に付する物件(※場所は別紙「保留地(宅地)案内図」)

保留地の表示		地積		平米単価(円)	入札最低価格(円)	用途地域
街区	画地	平米	坪(約)			
16	3-3	115.37 m ²	34 坪	61,300 円	7,072,181 円	第一種 中高層住居 専用地域

2 入札参加資格

次のいずれかに該当しない者

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条及び糸満市暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条に規定する暴力団及びそれらに利益となる活動を行う団体でないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 糸満市ホームページ及び糸満市役所掲示板
- (2) 期間 公告日から令和8年1月30日（金）まで

4 入札参加の申し込み及び資格の確認

入札に参加する者は、次のとおり申し込みを行い、入札参加資格の確認を受けなければならない。

- (1) 申込受付期間
令和8年1月7日（水）から令和8年1月14日（水）まで（土・日曜日及び祝日を除く）
- (2) 申込受付時間 午前9時から正午、午後1時から午後5時まで
- (3) 提出先
〒901-0392 沖縄県糸満市潮崎町1丁目1番地
糸満市 真栄里地区事業推進局 区画整理課（糸満市役所4階）

電話番号 098-840-8144

(4) 提出方法

持参又は郵送。ただし、郵送の場合は申込締切日消印有効とする。

(5) 提出書類

ア 入札参加申込書(第2号様式)(個人・法人)

イ 住民票謄本(個人)

ウ 登記簿謄本(法人)

エ 印鑑登録証明書(個人・法人)

オ 身分証明書(個人) ※本籍地の市町村が発行するもの。

カ 納税証明書(法人) ※市町村が発行するもの。

※いずれも発行日から3ヶ月以内のもの。

(6) 入札参加資格の審査及び審査結果通知

ア 審査

提出された書類および資料等により入札参加資格を確認する。

イ 結果の通知

参加資格の可否について、令和8年1月21日(水)までに審査結果を通知(競争入札参加決定通知書又競争入札不適格通知書)する。

※本通知書は入札当日に必ず持参すること。

5 質問の方法について

入札に関して質問がある場合は、次のとおり質問すること。

(1) 質問受付期間

令和7年12月5日(金)から12月19日(金)までの期間の午前9時から正午、午後1時から午後5時まで。

(2) 質問方法

質問はメールで提出すること(郵送による質問は受け付けない)。

(3) 質問提出先

沖縄県糸満市潮崎町1丁目1番地

糸満市 真栄里地区事業推進局 区画整理課

メールアドレス kukaku-s@city.itoman.lg.jp

(4) 回答方法

令和7年12月24日(水)までにメールで回答する。

6 入札保証金

(1) 競争入札参加決定通知書を受けた者は、入札当日に会場受付で入札保証金10万円(現金)を納付すること。

(2) 入札保証金は、開札終了後落札者以外には直ちに還付し、落札者については契約締結後に還付する。

7 入札及び開札の方法

- (1) 入札日時
令和8年1月30日(金) 9時30分
- (2) 入札場所
沖縄県糸満市潮崎町1丁目1番地
糸満市役所3階b会議室
- (3) 開札
 - ア 糸満市指定の入札書(第3号様式)に必要事項を記入の上、封筒に入れ、糊付けで封をし、割印を押印のうえ、封筒の表に件名、住所及び氏名を記入し、入札箱に投函すること。
 - イ 代理人が入札するときは、入札前に委任状を提出すること。
 - ウ 開札は入札後直ちに入札参加者の前で行う。
※入札書、委任状の様式は、糸満市ホームページからダウンロードすること。
※入札会場には入札者以外の方の立ち入りを禁止する。

8 入札に関する条件

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び下記の入札に関する条件に違反した入札は無効又は失格とする。
 - ア 入札者又は代理人が当該入札について2通以上した入札でないこと。
 - イ 当該入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者、又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
 - ウ 連合その他不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
 - エ 入札書に入札金額、入札物件の表示若しくは記名押印のないもの又は不明確の入札でないこと。
 - オ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
※いかなる訂正も不可。
- (2) 入札回数及び落札者の決定について
 - ア 入札回数は1回とする。
 - イ 落札者の決定については、入札最低価格以上の価格をもって入札した者のうち、最高の価格をもって入札した者を落札者とする。
 - ウ 落札となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合には、くじ引きで落札者を決定する。この場合に、くじ引きを辞退することはできない。
 - エ 落札決定後、落札者が契約を行わない場合は、次点の者を落札者とする。
 - カ 落札者には後日「保留地売買決定通知書」を送付する。

9 契約保証金

- (1) 契約保証金として、契約日の前日までに契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。
- (2) 契約保証金は売買代金に充当することができる。
- (3) 売買代金完納前において契約を解除したときは、契約保証金は糸満市に帰属

され還付されない。

1 0 契約の締結

- (1) 保留地売買決定通知書の発行の日から 14 日以内に保留地売買契約書(第6号様式)により契約を締結する。
- (2) 契約にかかる収入印紙は落札者の負担となる。

1 1 契約金額の納付

落札者は、契約日から 60 日以内（土・日曜日及び祝日を除く）に契約金額を糸満市の発行する納付書により納付すること。

1 2 保留地の引き渡し

- (1) 売買代金全額の納付が確認できた後、「保留地引渡書」を購入者へ送付する。
- (2) 保留地の住所については土地の底地番(区画整理する前に保留地の位置にあった土地の所在及び地番のこと)を用いて住所とする。

1 3 換地処分

- (1) 保留地は創設された土地であるため、換地処分(令和9年度予定)に伴う区画整理登記までは所有権移転登記及び抵当権の設定ができないので、売買契約書は大切に保管すること。
- (2) 保留地の所有権移転登記については、換地処分に伴う登記が完了した後に購入者が行い、その登記費用は落札者負担となる。

1 4 その他

- (1) 入札参加申込に要する費用は申込者の負担とする。
- (2) 提出された入札参加申込書等の書類は返還しない。
- (3) 申込受付期間以降は、原則として入札参加申込書等の書類の差替え及び再提出はできない。
- (4) 入札参加申込書等の書類に虚偽の記載や偽造をした者は、その者した入札は無効とする。また、それにより発生した損害について賠償を請求することがある。
- (5) 入札をした者は、入札後この公告及び仕様書等について、その不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (6) その他、那覇広域都市計画事業糸満市土地区画整理事業の保留地処分に関する規則、糸満市契約規則、契約条項及び関係法令等を遵守すること。

1 5 問い合わせ

糸満市 真栄里地区事業推進局 区画整理課

電話番号 098-840-8144 (直通)